

函館市訓令第 6 号

所 中 一 般  
関 係 各 所

函館市事務専決および代決規程（平成 5 年函館市訓令第 2 号）の一部  
を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 2 日

函館市長 大 泉 潤

別表第 3 市民部国保年金課の項第 7 号および別表第 6 市民福祉課の項  
第 1 号中「，国民健康保険被保険者証および国民健康保険被保険者証兼  
高齢受給者証」を削る。

附 則

この訓令は，令和 7 年 8 月 1 日から施行する。